

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●阿賀野市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	公営住宅への入居		○		建設課	0250-61-2480	証明書等の提出に加え、所得要件等の入居要件を満たすことが必要
2	軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請	<a href="https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/zeimuka/1/2744.html">https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/zeimuka/1/2744.html</a>		○	税務課	0250-62-2510	住民基本台帳上の同一世帯で、障がいのあるパートナー等のために使用する軽自動車を対象
3	軽自動車税に係る納税証明請求書の使用者による申請（継続検査用）	<a href="https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/zeimuka/1/2744.html">https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/zeimuka/1/2744.html</a>		○	税務課	0250-62-2510	申請には、車検証（写し）及び本人確認書類が必要
4	犯罪被害者遺族への遺族見舞金の支給		○		総務課 交通対策係	0250-61-2471	
5	救急搬送証明書		○		消防本部 警防課	0250-62-0119	

## 新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
  - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
  - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。  
（詳細は各市町村にお問い合わせください。）
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

### ●阿賀野市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
6	住民票の表記（続柄）			○	市民生活課	0250-61-2473	原則として世帯員が親族以外なら「同居人」と記載